**新型コロナウイルス感染症を踏まえた**

**「ひょうご安全の日推進事業（助成事業）」の**

**今後の取扱いについて**

**【令和４年３月４日現在】**

「ひょうご安全の日推進事業（助成事業）」の取扱いを次のとおりといたしますので、ご理解をお願いいたします。

１　感染防止策等の徹底

・　事業実施にあたっては下記の「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を遵守してください。

（１）　感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期する。

（２）　全国的又は広域的な祭り、野外フェスティバル等については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔（1m）を設ける。

（３）　地域で行われる集い等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない。

（４）　催物開催にあたっては、適切な感染防止対策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴うイベントにあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等）を実施する。

※　なお、具体的な開催の目安は、対処方針の「イベント開催制限の考え方について」をご覧ください。

・　これに伴い、新たに、「新型コロナウイルス感染防止策確認シート」を提出いただくこととします。

・　なお、感染防止策に要する経費は、助成対象経費に含めることとします。

※　新型コロナウイルス感染症に係る対処方針は随時改定されますので、下記からご確認ください。

・　これに伴い、新たに「新型コロナウイルス感染防止策確認シート」を提出いただくこととします。

※「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」（兵庫県HP）

（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronataishohoushin0413.html>）

【裏面あり】

※　今後、感染拡大の兆候やイベント等におけるクラスターの発生等により、国又は兵庫県の対処方針が変更された場合は、交付決定後であっても、事業の見直し（例：更なる感染防止策の実施や事業の中止・延期の検討等）を要請する可能性があります（別途お知らせいたします）。感染防止策が不十分と認められる場合には、交付決定の取消しを行う可能性がありますので、あらかじめご了承願います。

２　提出方法

・　対面をさけるため交付申請及び実績報告等は原則としてメール、ＦＡＸ、郵送で提出してください。

|  |
| --- |
| 【お問い合わせ先】ひょうご安全の日推進県民会議事務局〒650-8567神戸市中央区下山手通5-10-1●「全県事業・地域事業」「実践活動事業」「若者支援事業」兵庫県防災支援課TEL:078-362-9984／FAX:078-362-4459●「自主防災組織強化支援事業」兵庫県消防課TEL:078-362-9819／FAX:078-362-9915 |

※申請書等の提出は、原則ひょうご安全の日推進県民会議事務局へ、なおそれに依り難い場合は事業の実施地域を所管する県民局、県民ｾﾝﾀｰの防災担当課へ

（自主防災組織強化支援事業助成金は各市町の自主防災組織担当課へ）